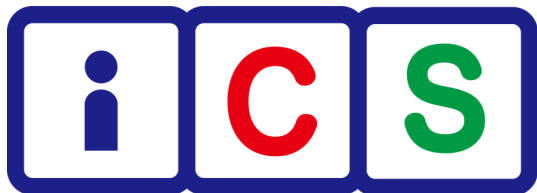


～令和2年3月号～



レター

～板橋区コミュニティ・スクール本格導入に向けて～

発行元: 教育委員会事務局 地域教育力推進課 地域連携係 TEL3579-2619

## コミュニティ・スクール委員会の設置に関する規則について解説します!

今回のICSレターでは、来年度4月より区立全小中学校に設置される「コミュニティ・スクール委員会」を規定する板橋区教育委員会規則「板橋区立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」（以下、「規則」）について、概要を説明します。



### 規則第4条 CS委員会の趣旨 について

第4条では、CS委員会を設置する目的を規定しています。

保護者や地域住民の学校運営への参画、支援・協力を促進することで、信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とし、先に区立全小中学校にて実施されている学校支援地域本部との密接な連携を図ることを規定しています。

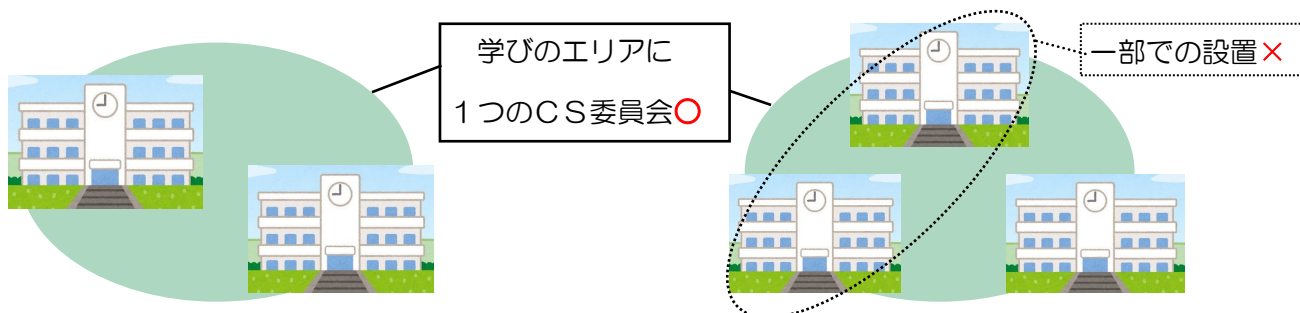
「CS委員会」と「学校支援地域本部」とを両輪・協働の関係で運営する仕組みを「板橋区コミュニティ・スクール（ICS）」と呼んでいます。

### 規則第6条 複数校での設置 について

規則の第5条では、区立全小中学校に「CS委員会」を置くことを規定していますが、次の第6条では、複数校で1つのCS委員会を設置することが認められることを示しています。これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」にも定められており、板橋区では以下の場合に、複数校で1つのCS委員会を設置することができます。

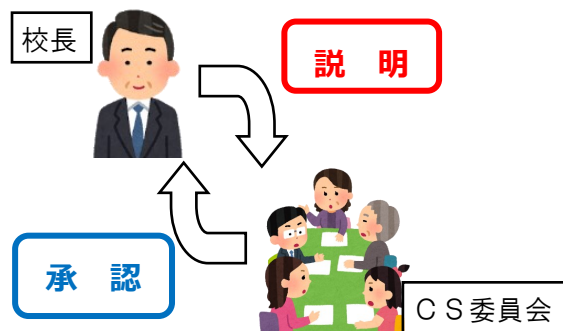
- 1 同一の学びのエリア内の全ての学校が1つのCS委員会を置くことを希望している
- 2 それぞれのCS委員会にて決をとり、複数校での設置希望を教育委員会に届け出る

同一の学びのエリア内の一部の学校だけで1つのCS委員会を設置することは認められていません。複数校で1つのCS委員会を設置する場合は、学校運営に近隣学校との連携を強く求められる場合であり、板橋区では学びのエリア単位で小中一貫教育を推進するなど、学びのエリア単位で連携を図る必要があるからです。



## 規則第7条 学校運営の基本的な方針の承認 について

校長先生は「学校運営の基本的な方針」として  
(1) 教育目標に関すること (2) 教育目標を達成するための基本的な方針に関すること をCS委員会で説明し、承認を受けなければなりません。この基本的な方針が学校運営の指針となります。



## 規則第8条 教員の任用に関する意見の申出 について

「教員の任用に関する意見の申出」はCS委員会が「できる」こととして法に定められており、必ずしもする必要はありません。どのような意見でも良いわけではなく、第7条の規定により承認された「学校運営の基本的な方針」の実現に向けて必要と考えられる意見を述べることができます。

(○例) 小学校で外国語教育の充実のために「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を希望してほしい など

(×例) あの先生をやめさせてほしい など

## 規則第9～14条 委員 について

委員は、学校を深く理解し、単に第三者的な立場から学校運営を批評するような方ではなく、対象学校について一定の理解を有した上で、学校の応援団として建設的な意見を述べ、学校運営に責任感を持って参画できる方が望まれます。そのため、校長が自校の現状や課題等を考慮した上で、教育委員会へ推薦し、教育委員会が委嘱及び任命を行います。委員はゲストではなく、スタッフの一人として学校に関わることを求められます。

委員は、校長が作成する基本的な方針の承認等の一定の権限を持つことから特別職の地方公務員の身分を有することになります。そのため、守秘義務等が課せられるので、学校は委員を信頼し、学校の現状や課題など本音で話すことが重要です。

委員長は、校長及び副校長を除く委員の中から選ばれることになっています。

## 規則第16条 会議の公開等 について

CS委員会は原則公開となっており、傍聴が認められています。ただし、個人情報や安全対策に関して協議する場合など委員長が公開することが適切でないと認める場合は非公開となります。

CS委員会の傍聴を希望する場合は、事前に委員会に申し出ることになっています。

日程については、区ホームページに掲載する日程表をご覧ください。各校での日程が決まり次第、随時更新する予定です。各学校のホームページ、学校だより等に掲載されている場合もあります。

いよいよ4月から板橋区コミュニティ・スクールが本格実施となります！

学校・家庭・地域・行政一体となって、子どもたちを育てていきましょう！